

## 7 港湾法

〔臨港地区内の行為の許可、届出及び建築禁止〕（第38条の2）

法の趣旨	港湾法は、交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することを目的とする。
許可の必要な行為	<p>臨港地区内において、次の行為をする場合。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 水域施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良</li><li>2 次号に規定する工場等の敷地内の廃棄物処理施設（もっぱら当該工場等において発生する廃棄物を処理するためのものに限る。）以外の廃棄物処理施設で政令で定めるものの建設又は改良</li><li>3 工場又は事業場で、一の団地内における作業場の床面積の合計又は工場若しくは事業場の敷地面積が政令で定める面積以上であるものの新設又は増設</li><li>4 前3号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める施設の建設又は改良</li></ol> <p>※臨港地区とは？</p> <p>港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾区域と一体として機能すべき陸域であり、都市計画法の規定により港湾地区として定められた地区又は港湾管理者が法第38条に基づき定めた地区のこと。</p>
届出が必要な区域	臨港地区 ・相馬港（相馬市、新地町） ・小名浜港、江名港、中之作港（いわき市）
受理（容認）権者	港湾管理者  （ 相馬港湾建設事務所長（相馬港） 小名浜港湾建設事務所長（小名浜港、江名港、中之作港） ）  が専決

<p>届出に対する勧告及び変更命令の基準</p>	<p>(1) 勧告</p> <p>ア 新設又は増設される工場等の事業活動に伴い、搬入又は搬出することとなる貨物の輸送に関する計画が、当該港湾施設の能力又は港湾計画に照らし、適切でない場合</p> <p>イ 新設又は増設される工場等の事業活動により生ずることとなる廃棄物のうち、当該港湾区域又は臨港地区（当該工場の敷地を除く）において処理されることとなるものの量又は種類が、港湾計画において定められた廃棄物の処理に関する計画に照らし適切でない場合</p> <p>ウ 港湾計画の遂行を著しく阻害する場合</p> <p>エ その他港湾の利用及び保全に著しく支障を与えるおそれがある場合</p> <p>(2) 変更命令</p> <p>(1)の勧告の基準を満たし、且つその実施により水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設の開発に関する港湾計画を著しく変更しなければ港湾の管理運営が困難となると認められるとき</p>
<p>担当機関</p>	<p>本 庁 土木部 港湾課 出 先 相馬港湾建設事務所 総務課 小名浜港湾建設事務所 管理課</p>
<p>手続フローチャート</p>	<pre> graph LR     A[届出者] -- 届出 --&gt; B[港湾建設事務所]     B -.-&gt; A     subgraph Note     direction TB     C["(60日以内に限り、計画変更等の勧告又は計画変更命令)"]     end     </pre>
<p>備 考</p>	<p>臨港地区内の各分区では、一定の構築物以外のものの建設等が禁止されている。（港湾法第40条及び福島県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例）</p>